

## 第82回佐賀県原子力環境安全連絡協議会 議事録

日時：平成28年1月14日（木）10時～11時30分

会場：玄海町役場 4階 大会議室

### ○司会（森原子力安全対策課長）

委員の方お二人ほどまだお見えではございませんけれども、定刻になりましたので、会議を開かせていただきたいと思います。

ただいまから第82回佐賀県原子力環境安全連絡協議会を開催いたします。

委員の皆様には、御多用中のところお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

まず御案内でございますけれども、本協議会におきましては、平成25年度以降は玄海原発の全ての号機が停止しており、また、発電所周辺の環境調査でも特段の異常が見られなかったことから、一堂には会さずに資料の送付をもって開催にかえさせていただいておりました。

今回、廃止措置計画の申請など報告すべき事項がございましたので、皆様お集まりいただいたというところでございます。

それでは、まず開会に当たりまして、当協議会の会長でございます山口知事から御挨拶申し上げます。

### ○山口知事

皆さんおはようございます。第82回佐賀県原子力環境安全連絡協議会を開催するに当たりまして、一言御挨拶申し上げたいと思います。

今お話がありましたように、2年半ぶりということで、私にとっては初めての協議会でございます。そして、本日は去年のきょうが私の初登庁でしたので、2年目の初日をこの玄海町で迎えるということで、改めて謙虚な姿勢で今ある玄海原発に対して真摯に向き合って、安全第一の姿勢でしっかりと取り組んでいきたいと、心を、決意を新たにしたいところでございます。

原子力発電所につきましては、規制基準が求める安全性が確認されることが大前提であります。そのためには、まずは一元的に規制監督権限を有する原子力規制委員会が規制基準に基づく厳格な審査を行っていただくことが何よりも必要だと考えておりまして、県といたし

ましては、その状況をしっかりと注視しているところでございます。

玄海3、4号機の新規制基準への適合性審査が行われている中、現在も発電所が運転を停止している状況は変わらないものの、玄海1号機が運転を終了し、解体撤去に向けた工事の計画が公表されるなどの報告事項が出てまいりましたので、皆様にお集まりいただいたところでもあります。県といたしましては、この玄海1号機の解体撤去の作業が安全に実施されることをしっかりと確認するために、玄海町とともに安全協定の改定を昨年11月に行ったところでもあります。

その後、九州電力が玄海1号機の解体撤去の作業工程などをまとめた計画、いわゆる廃止措置計画を国へ申請する際に、県と玄海町へ事前了解願いが提出されました。これが昨年12月でございます。今後、県と玄海町ではこの計画がしっかりと国から審査され安全に実施されるものとなっているかなどについて丁寧に確認していく所存であります。

本日は玄海原子力発電所周辺の環境放射能や温排水の調査結果を御報告するほか、この玄海1号機の廃止措置についても説明を聞く予定にしております。御説明いただく方々におかれましては、丁寧でわかりやすい説明をお願いいたしまして、簡単ですが冒頭の私からの挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

#### ○司会（森原子力安全対策課長）

それでは、議事に入ります前に配付資料の確認をさせていただきます。

お手元の資料のほう、不足がございましたら事務局の者がお持ちいたしますので、お手数ですがけれども、挙手のほうをお願いいたします。

まず、資料のほうの確認でございますけれども、協議会の次第、それから出席者の名簿、それから、資料1といたしまして玄海原子力発電所の運転状況について、それから、資料2といたしまして、環境放射能調査結果、それから、それについての参考資料、それから、平成27年度温排水影響調査結果、それから、資料4-1といたしまして、玄海原子力発電所に関する安全協定等の改定について、それから、4-2といたしまして、玄海原子力発電所1号機廃止措置計画について、以上でございます。不足がございましたら挙手のほうをお願いいたします。

なお、会議資料とは別に御出席の委員の名簿と配席図のほうを置かせていただいております。大変恐縮でございますけれども、時間の都合上、この名簿と配席図をもちまして委員の御紹介にかえさせていただければというふうに考えております。御了承いただければと思ひ

ます。

それでは、会議次第に沿って進めてまいります。まず、議題1の玄海原子力発電所の運転状況等について事務局から御説明いたします。

#### ○吉田原子力安全対策課技術監

それでは、議題1の玄海原子力発電所の運転状況等について御説明させていただきます。私は原子力安全対策課吉田と申します。

#### 【パワーポイントにより説明】

皆様には前の画面のほうかお手元の右肩に「資料1」と記載しておるものが配付されていると思いますので、そちらを御覧ください。

次をお願いします。



1番としまして、平成27年4月から12月までの1号機から4号機の経過でございます。

1号機につきましては、4月27日に運転を終了、次いで、12月22日に九州電力において玄海町に1号機廃止措置にかかわる事前了解願いの提出及び国への廃止措置計画の認可を申請されたところでございます。

なお、2号機から4号機につきましては、表に記載のとおり、定期点検中ということで全て発電停止という状況でございます。



次のページ、(2)の発電状況でございます。

1号機につきましては、先ほど申し上げましたように、4月に運転終了ということになってございます。2号機から4号機につきましては、発電を停止しておりますので、表中の発電電力量及び利用率については、いずれもゼロとなっております。

1号機の電気出力の欄につきましては、559メガワットと記載と「(一)」というのを入れてございますが、これは4月27日に運転終了をしておる関係上、運転終了前と終了後を括弧書きということで分けて記載してございます。



(3)としまして、燃料輸送等の状況でございます。

これにつきましては、1番、2番、3番とありまして、新燃料(取替用燃料)の搬入と、2番としまして使用済燃料の搬出、3番としまして低レベル放射性廃棄物の搬出でございます。

が、今回につきましては、新燃料の搬入と低レベル放射性廃棄物の搬出については該当ございませんでした。

使用済燃料の搬出につきましては、昨年8月26日に14体を青森県の日本原燃株式会社のほうに搬出してございます。



続きまして、(4)をお願いいたします。

(4)としまして、放射性廃棄物の管理状況でございます。

これにつきましては、上段のほうの①気体・液体の放射性廃棄物の放出量を記載してございますが、いずれも定量限界未満という表記になってございます。これにつきましては、測定を行っておりますが、数値が出ないほど低いレベルであったということでございます。当然ながら、表の右のほうに放出管理目標値というのがございますが、これについても当然下回っているという状況でございます。

表の下のほうに固体廃棄物を記載してございます。これにつきましては、200リットルドラム缶相当に換算した本数を記載してございまして、貯蔵本数が3万9,447本、貯蔵設備容量が4万9,000本という状況でございます。



続きまして、事故・故障等の発生状況の表でございます。

これにつきましては、今回、安全協定第6条に基づく該当する事故・故障及び保全品質情報ということで、トラブルや故障等の情報については該当なしでございます。

運転状況の内容につきましては、以上でございます。

#### ○司会（森原子力安全対策課長）

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問等がございましたら挙手のほうをお願いいたします。

ございませんでしょうか。なければ、一番最後のほうでも御質問の時間等を設けておりますので、そちらのほうでまたお願いいたします。

それでは、続きまして、議題2の玄海原子力発電所に係る環境放射能調査につきまして、事務局から御説明いたします。

#### ○古川環境センター所長

佐賀県環境センターの古川と申します。私のほうからは、平成27年4月から9月までの半

年間に玄海原子力発電所周辺で実施しました環境放射能調査の結果について、御報告いたします。

【パワーポイントにより説明】

環境放射能調査についてということで、ちょっとこれまでのことを整理いたしますと、玄海原子力発電所周辺の放射線及び放射能の監視につきましては、玄海原子力発電所1号機運転開始前の昭和47年度から実施しております。

2点目といたしまして、これまで玄海原子力発電所に起因すると考えられる放射線及び放射能の異常は認められておりません。



続きまして、平成27年度の環境放射能調査についての概要を説明いたします。

1番目の空間放射線の測定ということで、これは原子力発電所周辺の空気中の放射線を測定するものでございます。県が設置しているものと九州電力が設置しているもの合わせて59地点で調査しております。

それから、環境試料といたしまして、要するに発電所周辺で採取することができます海産生物であるとか、農畜産物であるとか、そのようなものの試料を分析して放射能を測定するものでございまして、これら試料については合計131試料、いずれも佐賀県と九州電力が測定する試料の合計した数字でございますけれども、これらの調査を実施しております。



まず、空間放射線の測定について説明いたします。

この図はどのような場所で測定しているかということを示しておるんですが、ちょっと小さ過ぎて若干見にくいかもしれませんので、お手元の資料のほうで御確認いただきましたらよろしいと思います。

このひし形で示したものがモニタリングポストといたしまして、ここでは24時間連続して放射線の量を測定しております。このデータというのは、時々刻々環境センターのほうに送付されてきますので、常時監視ができています、こういったものでございます。

それに対しまして、モニタリングポイントとして丸印で示したものがあります。これは3か月間の放射線の、いわゆる蓄積量を測定するものでございまして、この3か月ごとに測定する器具を環境センターのほうに持ち帰って測定をしているというものでございます。



この図は、発電所敷地内及びその周辺を拡大したものでございまして、大体こちらのほうは九州電力が設置しているものが基本的な部分になっております。ここら辺というのは基本的に空間放射線量率を測っているんですが、この放水口のここにあるのが放水口の計数率を測定しているという部分でございます。



それでは、平成27年4月から9月までの空間放射線の測定結果について説明いたします。

1番目、まず、積算線量というのは、先ほどの図でモニタリングポイントとして丸の印をつけているところでございます。ちょっとこの表の説明をいたしますけれども、このところに91日ということを書いてあります。これはこの91日間にどれだけ放射線のエネルギーを吸収したかと、要するに合計値を示したものでございます。

さらに、この表の中の調査めやす値ということが書いてありますけれども、これは、いわゆる自然界の放射線の変動要因を含めまして、過去の調査結果から得られました平常の変動幅の上限値を示しております。ですので、この調査めやす値を境にして、これより超えるような値が出たときには、何らかの異常があったんじゃないかということになってまいります。ですので、これ以降のそれぞれ結果の説明をいたします部分についても全て同様でございます。

ここに示したデータは、これは実を申しますと、調査結果のごく一部でございまして、46地点ありますので、お手元の参考資料の1ページ及び2ページのほうに全てのデータを載せております。これを見ていただきますと、測定値、実を言いますと、こういった範囲の中にずっと入っているわけですが、お手元の部分でも同じような形だと思っておりますが、全て調査めやす値の値以下ということになっておりますので、この積算線量につきましては、異常は認められていないということになっております。



次に、この表は空間線量率と放水口計数率ということになっておりますけれども、時間当たり今の放射線量を示す形ですので、率ということをつけております。

測定地点につきましては、先ほどの図のひし形のモニタリングポストとして示したものでございまして、佐賀県が6局、九州電力が4局と放水口計数率が3局ということで、その部分であります。参考資料の3ページに全て載せておりますので、御覧いただきたいと思っております。

この表を見ていただくとわかりますけれども、参考資料のほうも一緒ですが、調査めやす値というこの数値があるんですが、それを全て測定値は超過しております。この部分に調査めやす値を超過した場合には、ほかの調査としまして、原子力発電所の運転に異常がなかったかとか、こういうふうな測定をする機械関係ですね、そちらのほうに異常がなかったかとか、あと気象関係の風向、風速だとか雨の状況とかですね。それと、こういうふうな放射線を検知するような核実験、そういうようなものはなかったか、そういうものをずっと調査しております。



このグラフですけれども、実を言いますと、今回の調査期間、4月1日から9月30日まで、その部分についての時系列に空間線量率と雨量ですね、赤が空間線量率、青が雨量になるんですけれども、それを示しております。このように結構ぎざぎざぎざぎざやっていますが、このグラフ、上の局が平尾局といたしまして、玄海原子力発電所の南側約2キロの地点にあります。こちらのほうは串局、東側の約1キロの地点にございます。先ほども表で見ただけの中で、一番高い局がこの串局の部分ということになっているわけです。



これがまた局が違まして、先部局といたしまして、これは串局からさらに東側2キロの地点にある局舎のデータです。その下の部分、これは佐賀市にある、私の環境センターにあるんですけれども、そこの局舎にあるということで、これはお手元の資料の中に全部4局全て並列で写していると思うんですけれども、どの地点におきましても、同じような雨が降ってくると線量率が上がるというふうなことを示しております。基本的に方向だとか距離だとか、それにかかわらず、同じような変化をしているということがわかると思います。



先ほど一番高い値を出しました串局におけます、その中でも6月30日から7月1日が一番高かったわけですが、この7月1日の96nGy/hということになっているんですけれども、それを拡大した図でございます。雨が降ってきますと、ちょこちょこっと上がってくると、ぽっぽと。で、雨が降って上がって。ここのちっちゃな雨が降ってもまた上がっているというふうな形で、こういうふうな変化をずっと示しているということでございます。こういうことで、ほとんど雨の影響があるんじゃないかということで考えております。

実際、原子力発電所の運転状況だとか、機器の異常があるかないかとか、そういうものも

調査しております、そういうものは特にここの前の日、ここの上がった前の日ですね、6月のここのあたりのあたりというのも特にそういうふうな事象はないというふうなことを確認しております。こういうことで、今回の超過した部分というのは雨の影響があつて超過しているというふうに評価しております。



こちらのほうは放水口計数率の測定結果になるわけですが、先ほどと全く同じ4月1日から9月30日までということでやっていますけれども、1・2号放水口のモニタと3号放水口のモニタを示しております。1・2号放水口と3号、これを見ると非常に、全然違うじゃないかという話になるんですけれども、実際言いますと、ここの辺拡大しますと、結構でこぼこしているわけですが、これは1・2号放水口は表層の水を採取してやっております。3号放水口は比較的深層の水を採取していますので、1・2号のほうが大気の影響を受けやすいということで、雨の降った場合にはそのまま上がってくると。深いところにあります3号につきましては、雨の影響はあんまり受けていないということで、こういうふうな形になっております。



先ほど同じように、一番高い値を示しました6月30日から7月1日について拡大しておりますけれども、これも先ほどの串局と同じように降雨に基づいて線量率が上がるということを示しておりますので、こちらのほうも雨の影響で上がったんじゃないかと評価しております。



続きまして、環境試料の採取ということで、これは採取地点を示しております。基本的に環境試料というのは玄海原子力発電所周辺で栽培される農産物、畜産物、あとこういうふうな、指標生物として示されています松葉だとかそういうふうな部分、それとあと土壌ですね、そういうようなものを測定しております。



こちらのほうは玄海原子力発電所敷地内及び周辺の部分ですが、こちらのほうにつきましては海水だとか海底土及び海産生物、そういうようなものも測定しております。



それらの部分についての調査結果につきましては、ヨウ素131、セシウム137、



ストロンチウム90の測定結果の一部を示しております。参考試料の5ページから6ページにかけまして全て掲載しておりますので、御覧いただきたいと思ます。

セシウム137、ストロンチウム90が一部の試料から検出されておりますけれども、全て調査めやす値を下回っております、検出された量はいずれもごく微量でありますので、健康に影響はないということで評価しております。



これは環境試料の中で海水と陸水のトリチウム、三重水素ですね、それを測ったものなんですけれども、これも調査めやす値をいずれも超えたものはございませんでした。



以上のことからまとめますと、空間放射線に関していえば、調査めやす値を超えたものがございましたけれども、原因としては降雨によるものだというふうに考えております。

それから、環境試料中からのセシウム137とかストロンチウム90が検出されましたが、いずれの試料も調査めやす値を下回っておいて異常は認められませんでした。

以上のことで全体をまとめますと、平成27年4月から9月の調査結果におきましては、発電所の影響と思われるような放射線及び放射能の異常は認められなかったということになります。

以上で、環境放射能の調査結果についての報告を終わります。

申しわけございません。続きまして、情報提供ということで、資料ございませんけれども、口頭だけでさせていただきます。

平成28年1月6日、先週の水曜日に北朝鮮が発表しました核実験につきましては、当県の影響のおそれがあることから、放射能調査を強化して、現在も継続して調査しております。

調査につきましては、1月6日、国からの連絡を受けまして開始しております、空間放射線につきましては、佐賀県が設置しておりますモニタリングポストの各測定器が正常に作動していること及び測定値に異常がないかなどの監視を実施しております。

また、環境試料中の放射能濃度につきましては、大気浮遊じん降下物といった、いわゆる空気中のちりとか雨水を毎日、環境センターにおいて採取して測定しております。

現在までのところ、空間放射線量率については通常レベルで推移しております、異常は認められておりません。また、環境試料中の放射能濃度につきましても、大気浮遊じん、降下物において、事故の影響と思われるヨウ素131とかセシウム137などの人工放射性物質は検

出されておられません。

この調査結果につきましては、結果が判明し次第、県のホームページに掲載しております。

なお、調査結果に異常が認められました場合には、その都度、プレスリリース等によりお知らせすることにしております。

以上、追加の報告をいたします。

#### ○司会（森佐賀県原子力安全対策課長）

ただいまの説明につきまして御意見、御質問等ございましたら、挙手のほうをお願いいたします。

ないようでしたら、また最後のほうで質問の時間を設けますので、よろしく願いいたします。

続きまして、玄海原子力発電所に係る温排水影響につきまして事務局のほうから御説明いたします。

#### ○久野玄海水産振興センター所長

玄海水産振興センター、久野と申します。私のほうからは平成27年度夏季の温排水影響調査結果につきまして報告させていただきます。

#### 【パワーポイントにより説明】

これは平成27年度調査実施状況ということで、5項目について、夏、7月から8月にかけて実施しております。調査はこれまでと同様に温排水の拡散調査から付着生物調査までの5項目となっております。

今回は夏季の調査結果の中から、拡散調査、水質調査、付着生物調査結果について概要を報告させていただきます。



この図は各調査の調査地点を示したものです。こちらのほうが拡散調査、水質調査、これが付着生物調査、底質生物調査の地点を示しております。調査点につきましても、例年と同様の位置で行っております。

左側の図の黒丸のところが拡散調査、それから、赤い三角が水質調査の調査地点です。それから、右のほうに行きまして、ひし形が底質・底生生物の調査を行っているところです。それから、赤の四角が付着生物調査をしているところがございます。



調査の方法をわかりやすく絵で示していますが、拡散調査につきましては県の船3隻を使いまして、水温塩分計なる、こういった機器を使いながら調査をしております。それから、水質調査についてもこういった船、多項目水質計などを使いながら調査をやっているところがございます。

このような機器を使うときには調査船から測定する水深までセンサーをおろして値を読み取るという作業を行っています。



次に、調査結果です。

この図は拡散調査の結果を示したところでございます。今回は1号機から4号機、全ての原子炉が停止した状態で調査を行っております。数値は各点の水温を示しております。これが下げ潮時、これが上げ潮時、両方の潮で調査をしております。取水口がありますけれども、ここの水温に対して、放水口から出るこの辺一帯の水温の状況を把握するというのが目的でありますけれども、今回は全ての原子炉が停止していたため、昇温域については認められませんでした。



次、水質の項目ですけれども、基本的なところを調査しておるんですけれども、pHは7が中性であり、大きいとアルカリ性、小さいと酸性になりますけど、水素イオン濃度と云われているところなんですけれども、そのpH。それから、DO、溶存酸素、海水中に溶けている酸素の量を調べる。それから、濁度については海水中の濁りぐあいを調べる。それから、植物プランクトンの生物量や生産量の指標として扱われるクロロフィルaというのも調査をしております。



これは夏季水質調査結果の推移です。左が取水口側、右が放水口側です。

このデータにつきましては、17年度から時系列に示させてもらいました。したがって、一番右のほうは27年度の夏の結果を載せているところになります。白塗りが表層、黒丸が底層となっております。底層につきましては、直上1メートルの値を示しております。

全体的に見ますと、全号機停止中であるということなので、水温については昇温は確認されておられません。その他の項目につきましても、おおむね過去の変動の範囲内であったとい

う結果でございました。



次に、底質・底生生物調査について報告します。

調査については、写真のように大型の採泥器を用いて海底の泥を採泥、採取しています。泥を採取後、分析室に持ち帰って、泥の粒子の大きさや海底の中に生息する生物類、例えば、ここに示しているゴカイ類、ソコエビ類、基本的にベントスというのは海底の砂や泥に生息する生物のことですけれども、こういった生物出現種類とか湿重量等について調べさせていただきました。

結果ですけれども、ここには詳細な結果は示しておりませんが、環形動物のゴカイ、ソコエビなどの通常見られるような種類が見られ、過去の結果と同じ程度の結果でありました。



次に、付着生物調査、これは海岸域、特に磯の潮間帯に当たるんですけれども、放水口周辺の磯に生息する生物の変化を調べております。調査は大潮の干潮時に行っております。付着生物調査の方法については、ベルトトランセクト法という方法で行っております。要するに陸と磯の境目あたりの起点から海側に向かってラインを引いて、1.5メートル間隔で枠を置いて、生物種、量を調べております。



出現生物例としては、これも例年と変わらないんですけれども、カサガイ類、タマキビ類、フジツボ類、カメノテということで、原発の温排水海域以外でも見られるような通常の付着生物が見られているという結果でございました。



先ほどの動物で、これは植物ですけれども、サンゴモ亜科とかサビ亜科、これは石灰藻類と一般的に言われ、ほかの海域でも見られるものなんですけれども、そういった生物が確認されています。



ちょっと簡単で申しわけございませんけれども、夏における温排水影響調査結果というまとめなんですけれども、拡散調査では、放水口周辺での水温の上昇は見られませんでしたということです。

また、その他の各調査についても、おおむね過去の変動の範囲内であったというふうに調査結果を報告させていただきます。

以上でございます。

**○司会（森佐賀県原子力安全対策課長）**

ただいまの説明につきまして御意見、御質問等ございましたら挙手のほうをお願いいたします。どうぞ。

**○川崎委員**

佐賀玄海漁協の川崎ですが、25年以降、玄海原発が停止している状態の中で、6ページの水温に関してもかなり下がってきておるといような状態になっておるとでございます。また、溶存酸素量においてはかなり増えてきておると、酸素量が増えてきているという中で魚に与える影響とか、そこら辺の関係は何かわかるなら教えていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

**○久野玄海水産振興センター所長**

御質問の趣旨は、基本的には温排水がなくなって、それが水産生物とか、そういったところにどういう影響があるのかという見解を示してくださいという御質問かと理解しましたが、よろしいですか。

**○川崎委員**

はい。

**○久野玄海水産振興センター所長**

その御質問に対してですけれども、まずは温排水というのは、基本的には我々玄海水産振興センターは昭和50年から毎年、夏と冬にこの調査をやっています。確かに放水口付近では水温が6度か7度上がりますが、温排水は拡散しながら急激に冷却されて、いつでも水温上昇が見られる範囲は、放水口から最大1キロから2キロメートルの範囲内に限られるというふうに、これまでの調査結果では確認されております。それ以上離れると、取水口や周辺海域と変わらないことが確認されておりますので、放水口域においては高水温による影響が非常に大きいのかなというところですが、それ以外については限定的というか、影響は少ないのかなというふうに我々は考えております。

また、当センターが毎月、玄海地区全域で実施している海況調査の結果によりますと、放水口以外の玄海地区沿岸域の水温が特に高いといった傾向は認められていないというところ

でございます。

確かにそういったところで、この温排水調査に限って言えば、水温が下がったことで今までなかった生物、藻が生えたとか、そういう話も聞きはしますけれども、基本的には藻の水産生物に与える影響というのは限定的なのかなというふうに考えております。

**○司会（森佐賀県原子力安全対策課長）**

よろしいでしょうか。

**○川崎委員**

了解しました。ただ、溶存酸素が魚に与える影響とか、そういうのはわからんと。

**○久野玄海水産振興センター所長**

溶存酸素自体は、魚類については基本的に動物でございますので、海水中に溶け込んでい  
る酸素を消費します。だから、溶存酸素が少なくなれば魚への影響は当然ありますし、高  
ければ特に問題はないのかなというふうに思います。

ただ、魚は動くもんですから、溶存酸素が低くなれば忌避するというか、ちょっと逃げる  
というか、そういう行動を示すと思いますので、酸素に関しては、魚に対する影響というの  
はそういうふうに理解しております。

**○司会（森佐賀県原子力安全対策課長）**

よろしいでしょうか。

お願いします。

**○田中委員**

唐津市議会の田中です。今の温排水の調査もですけども、環境放射能調査もなんですけ  
れども、調査はこれまで同様という言葉から始められるんですよね。ということは、私、玄  
海原子力発電所がずっとこれまで回ってきた過程、そして、今回停止している状態、そして  
また、今後さまざまな議論の中で動き出す事柄を見たときに、私たちの歴史の中でこれは大  
きな変化点だと理解しているんですよね。

そういった中で、この会議も2年半、その他で報告事項がなかったから開きませんでした  
ということもありましたけれども、私はまずはここでさまざまな議論をした中で、今後新た  
な展開、私たちが知らなかったことから今現在に来ている中で、本当にこの水質調査にし  
ても、放射能調査にしても、これまで同様の調査でいいのかなという、まずそこから始めるべ

きじゃないかなと思うんですけども、この点について御見解をお伺いしたいなと思います。

**○司会（森佐賀県原子力安全対策課長）**

御意見のほうを承りました。おっしゃるとおり、2年半ほど今まで開いておりませんでしたけれども、今後は廃止措置なり、そういったものの動きの中で今後ともしっかりとそういうふうな調査につきましてはやっつけていかなくてはいけないというふうに考えているところでございます。

**○田中委員**

ですから、2年半何もなかったからということじゃなく、この間、何を考えてこられたのかなと僕は思うんですよね。となれば、今、組合長のほうからもありましたように、海の状態を見てもさまざま多分影響が変化していると思うんです。そうなれば、例えば、僕は済みません、素人ですので、海底を映像で撮りながら調査をするとか、さまざまな技術革新の中で、この調査方法はこれがベストなのか、逆に言えば、これがベストと言われればもうこれでいいんですけども、こういったことを協議されて、さらなるステップにつながる会議体になっていかなきゃいけないものが、報告事項がありませんでしたので開きませんでしたと、このことをまず一番最初手を挙げて言おうかなと思ったんですけども、済みません、そこはもう抜きにして、今後やはりこの調査方法についても、逆に言えば、ここにさまざまな団体がおられる皆さんの声を聞く方法にしても、ちょっと今雑談もしていたんですけども、私たちここで発言すると難しかとですよと言われるとですよ。ですから、そういったものもやはり前もってきちっと意見収集をしながらここで回答するとか、さまざまな方法があると思うんですよ。ぜひともそういった面で、この影響調査に関しましても、これが最高なのか、いや、これじゃなくても今から先の中でしっかりと調査項目を増やすとか、さまざまできると思いますので、その点考えていただきたいと思うんですけども、その点についてお伺いしたいなと思います。

**○司会（森佐賀県原子力安全対策課長）**

御意見のほうは承りました。今後とも、よりよい調査になるように、しっかりと確認できるように、皆様方の御意見も聞きながら、しっかりと検討のほうをさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

では、ほかに御意見、御質問等ございますでしょうか。

なければ、続きまして、その他の報告事項に移ります。

まず、平成27年11月に県と玄海町と九州電力におきまして締結しております原子力発電所の安全確保に関する協定書、いわゆる安全協定につきまして改定を行いました。このことにつきまして事務局より御説明いたします。

#### ○吉田原子力安全対策課技術監

それでは、玄海原子力発電所に関する安全協定等の改定について御説明させていただきます。お手元の資料のほうは、右肩に「資料4-1」と記載されたものをお開きいただきたいと思います。

#### 【パワーポイントにより説明】

まず、1ページを開いていただきまして、「安全協定等の改定までの経緯について」という表になってございます。上から下に時系列で記載してございます。

まず一番上段ですけど、平成27年3月18日に九州電力において玄海1号機の運転終了を決定されております。あわせて、県と玄海町への報告、並びに電気工作物変更届出を経済産業大臣に提出されたというのがこの日の状況でございます。実際の運転終了につきましては4月27日となっております。

3段目の7月31日でございますが、県と玄海町では1号機の解体、撤去が安全に実施されることを確認するためという考えから、協定の改定を九州電力に申し入れたところでございます。

これを受けまして、4段目の8月からの内容ですが、安全協定改定に関する3者協議を8月からこの間行いまして、その協議の結果、一番最後の段にございますが、11月18日に協定の締結及び覚書の交換を行い、その内容を公表させていただいたところでございます。



安全協定等の改定をいたしました。今回改定しました内容でございます。4項目ございまして、(1)から(3)が協定に関するものでございます。

まず(1)としまして、廃止措置を事前了解の対象とするということで、安全協定の4条を改正してございます。具体的には、九州電力が法令に基づいて国の認可、あるいは変更認可を得て廃止措置を実施しようとする場合は、事前了解手続を行うという内容でございます。

(2)の廃止措置実施状況を平常時の連絡事項とするということで、同じ協定の5条を改正してございます。これまでも平常時の報告というのはございましたが、それに新たに廃止措置の実施状況を追加するというものでございます。



(3)としまして、廃止措置期間中における異常の発生を連絡事項とするものでございまして、協定の6条を改正してございます。これにつきましては、廃止措置期間中に異常の発生等を連絡したもので、これまで施設のトラブルや事故等については速やかに報告することとございましたが、それに対象としまして廃止措置期間中のものも報告対象としたものでございます。

また、(4)としまして、安全協定の改定に伴いまして、施行に必要な事項について覚書を改定するというものでございます。安全協定の施行に必要な事項を定めた覚書という文書がございまして、今回その改定との整合をとるために覚書のものを修正したものでございます。



これにつきましては、安全協定改定後の対応でございます。左から右のほうに時系列が流れるようになっていまして、一番最初の3月18日のところに社内決定がございまして、4月27日に運転終了となっております。その右の欄に赤字で安全協定の改定ということでございます。

その後、九州電力から廃止措置計画認可申請を国のほうに出されておまして、それにあわせて、下のほうに赤字で記載しておりますけど、事前了解願いを協定に基づいて提出されたというのが現在の状況になってございます。

今後、国の原子力規制委員会のほうで審査が行われまして、その後、廃止措置計画の認可が行われるということになるかと思いますが、その認可と県と玄海町の事前了解がございまして、その後、廃止措置が実際に開始されるというのがございまして、ここの廃止措置の実施というのが九州電力で、ここで廃止されるということになります。その間、先ほどの協定改定で申しましたように、その改定状況の報告というのが定期的にずっと繰り返し行われるということがここに記載してございます。

上のほうですけど、実際、廃止措置計画の認可を申請されてございますけど、その後、変更が必要になった場合についての変更認可という手続がございまして、その場合については、また協定に基づきまして事前了解の手続をいただくということになります。

それとまた、6条のほうに異常時の通報を記載してございますので、廃止措置の作業中の事故、トラブルについては報告を行うというのがございます。

最終的に廃止措置の実施が終了いたしまして、その後、国の確認が行われたことをもって

最終的に原子炉の廃止となるというようなことが今後の工程として考えられるところでございます。



安全協定の新旧比較表がございます。左のほうに改定前を記載しております。右のほうに改定後を記載してございます。赤字になっている箇所が変更箇所でございます。事前了解をしようとするときという項目を追加したということと、廃止措置状況の報告ということと、第6条の異常時の通報のところに廃止措置に係る部分を追加してございます。



これが最終文ですけど、これで改正日が11月18日ということで改定しているところでございます。

安全協定の改定等につきましては以上で終わります。

#### ○司会（森佐賀県原子力安全対策課長）

ただいまの説明につきまして御意見、御質問ございましたらお願いいたします。挙手のほうをお願いいたします。

本協議会につきましては、この安全協定に基づきまして設置されている協議会でございます。今回この安全協定を改定したことによりまして、廃止措置がしっかりと安全に行われることを我々としても確認していきたいというふうに考えているところでございます。

質問等ございませんでしたら、また最後のほうにございますので、そちらのほうで御質問をよろしくお願いいたします。

それでは、次の報告事項に移らせていただきます。

九州電力では、玄海原子力発電所1号機につきまして、平成27年4月27日に運転を終了いたしております。その後、九州電力におかれましては、玄海1号機を解体し撤去するまでの計画を検討されておられましたが、去る平成27年12月に国に対して廃止措置計画認可申請を行われております。また、その申請と同時に、九州電力から県と玄海町に対しまして、先ほど御説明いたしました改定後の安全協定に基づいて玄海1号機の廃止措置に関する事前了解願いが提出されているところでございます。このことにつきまして、九州電力より説明をお願いいたします。

#### ○山元取締役

玄海1号機の廃止措置計画について御説明いたします。

玄海1号機は、先ほどから御説明ありましたように、昨年3月18日に運転終了を決定しまして、4月27日、電気事業法に基づき、廃止の届け出を行っております。

玄海1号機は、39年にもわたり電力の安定供給に寄与してまいりました。これも佐賀県の皆様の御理解と御協力のたまものと厚く御礼申し上げます。

玄海1号機の廃止措置の実施に当たりましては、昨年12月22日に廃止措置計画認可申請書を国へ提出いたしております。

また、同日、安全協定に基づきまして、佐賀県及び玄海町へ事前了解願いを提出しましたし、また唐津市へは重要事象の御説明をさせていただいております。

また、昨日、1月13日には、原子力規制委員会におきまして、玄海1号機の廃止措置計画が提出されたということで、審議が開始されております。

本日は、その玄海1号機の廃止措置計画について御説明をいたします。

ここからは玄海原子力発電所の今村所長より説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

#### ○今村玄海原子力発電所所長

玄海原子力発電所所長の今村でございます。よろしくお願いいたします。

##### 【パワーポイントにより説明】

それでは、続きまして、お手元の資料の3ページのほうで説明をさせていただきます。

先ほど話がありました廃止措置計画の認可申請書、こちらの概要についてまとめております。各法律に基づきまして、廃止措置計画書に記載したものの主な事項について、表形式でまとめてございます。

上から対象となる原子炉の名称、これは1号機の原子炉でございます。それから、廃止措置の対象施設及びその敷地ということで、1号炉の発電用原子炉及びその附属施設、それから対象施設の状況といったようなものを掲げてございます。

それから、解体の対象施設及び解体方法ということで、廃止措置の基本方針、全体概要、それから主要な手順、安全確保対策、それから解体撤去物等の取扱いといったようなこと。

それから、核燃料物質の管理及び譲渡しということで、存在場所ごとの種類及び数量、それから管理、それから譲渡しといったような内容。

それから核燃料物質による汚染の除去ということで、その除染の方針、それから最初の期間でございます解体工事準備期間の除染、2番目の期間になります原子炉周辺設備等解体撤

去期間以降の除染といったような内容。

それから、汚染された物の廃棄ということで、気体廃棄物、液体廃棄物、それから固体廃棄物、それぞれの廃棄について記載してございます。

それから最終的には工程ということで、一番下ですが、平成55年度までに完了予定ということでございます。そこに写真をちょっとつけてございますが、大体100ページぐらいの申請書になってございます。



そしたら、次の4ページを御覧ください。

廃止措置の工事につきましては、放射能の減衰や放射性物質の除染作業に伴う被ばく低減等の観点から、4つの期間に区分して計画的に実施していくということにしております。

上からIということで、まずIの解体工事準備期間、この期間につきましては、設備の汚染状況のまずは調査、そして汚染の除去、そして汚染のない2次系設備の解体撤去といったようなことをやっております。

それから、2番目の期間、IIの原子炉周辺設備等解体撤去期間、これは原子炉の周辺の設備でございまして、放射能レベルの比較的低い設備の解体撤去といったようなもの。

それから、3番目になりますが、これが原子炉等の解体撤去期間ということで、放射能の減衰を待ちまして、その後に原子炉容器、それから蒸気発生器等の解体撤去を行います。

最後の4番目の期間が建屋等解体撤去期間ということで、建屋内の汚染物を撤去した後に、最後に建屋の解体撤去他を行うという、4つの期間を区分して計画的に実施していくということに考えてございます。

その下に書いてございますが、今回の申請では、廃止措置の準備となりますIの解体工事準備期間につきまして、汚染状況の調査、それから汚染のない設備の解体等について具体的に記載しておりますのでございます。

今後、その下になりますが、Iの準備期間中に実施する評価を踏まえまして、放射能レベルに応じた解体方法や放射性廃棄物の処理方法等につきまして、2番目の原子炉周辺設備等解体撤去期間に入る前までに、国へ廃止措置計画の変更認可申請といった形でこれを変更して、また拡充して行うというものでございます。



それで、実際に絵で説明したいと思います。4つの区間にそれぞれ絵で描いてございます。

まず一番左上、こちらのところですね、解体工事準備期間というところでございます。ちょっと絵の説明をさせていただきますと、まずこちらの赤い点々で囲まれている部分が汚染状況等の調査範囲ということで、いわゆる放射線を管理している建屋になってございます。この真ん中のちょっと高いところが、いわゆる茶筒型になった原子炉格納容器という円筒型の建物でございます。この真ん中の赤いところ、ここがいわゆる炉心が入っております原子炉容器、その周りにピンクの細長い棒が2つありますが、これがいわゆる蒸気発生器をイメージして描いてございます。それから、こちらの青いところに赤い棒みたいなのが入ってございます。これはいわゆる使用済燃料を貯蔵しております。使用済燃料プールのイメージでございます。その建屋。こちら側のほうがいわゆる原子炉補助建屋というふうに呼んでございますが、補助的な設備を入れております。タンクとかポンプとか、そういったようなものがこちらのほうに入っております補助的な建屋ということで、こういったところがいわゆる放射線を取り扱っておるところということでございます。

今回は、こちらの方面につきましては、まずは汚染状況の調査ということを行いますということでございます。そして、その次にまた、こういった調査の薬品を用いて、配管等に不着いたしました放射性物質をまず除去、洗浄といったようなところを行うという予定にしてございます。それから、こちら側の緑で囲った部分、これはいわゆる汚染のない設備でございます。こちらがいわゆるタービンとか発電機等が入っておるところでございます。こちらについては、適宜解体撤去をしていくということです。これはずっと4番目の最後の期間まで継続していくように考えてございます。

それから、2番目の区間、これがいわゆる原子炉周辺設備等解体撤去期間ということで、そこに書いてございますように、放射能が比較的低い設備、オレンジ色の点々で囲ってございますこれですね。こちらの原子炉補助建屋の部分、こちらの部分の放射能が比較的低い設備を解体撤去。それから使用済燃料の搬出を完了というふうに考えてございます。

それから、左下の3段目でございます。こちらがいよいよ原子炉等の解体撤去ということで、放射能の減衰を待って、原子炉容器、それから蒸気発生器といったような、この真ん中にございました、こういったものを撤去していくというような期間でございます。

最後、右下でございます、こちらのほうが最後に建屋内の汚染物を全て撤去した後に、最後にこの建屋の解体撤去を行うというものでございます。



それで、次のページに廃止措置の工程について書いてございます。

今がちょうど先ほど申しました昨年の12月22日に廃止措置の計画認可申請を国のほうに申請いたしました。これからそこに書いてございますように審査が始まりまして、それが終わりますと廃止措置計画認可というのをいただきます。その認可をいただいた後に、事前了解をいただいた後に、1番目の解体工事準備期間というのが始まります。認可が終わった後、それから今のところ平成33年度まで大体6年を予定してございます。

それから2番目が先ほど言いました原子炉周辺設備等の解体撤去期間、これがその後、平成34年から41年度まで、大体8年間を予定しております。

それから3番目、その右になりますが、原子炉等解体撤去期間、これは42年度から48年度の7年間、そして最終の4番目の建屋等解体撤去期間が49年度から平成55年度の7年間ということで、最終は平成55年というところを今考えてございます。この青で囲ったところが最初の今回の申請の主なところでございます、こちらについて次のページの7ページのほうにやることを書いてございます。



汚染のない設備等の解体撤去ということで、タービンや発電機等の汚染のない2次系設備を解体撤去します。それから汚染状況の調査ということで、安全に解体する具体的方法を検討するために、原子炉格納容器、それから原子炉補助建屋内の廃止措置対象設備に関して放射性物質の種類、それから放射能濃度の分布等を評価します。

それから汚染の除去と、先ほど言いましたが、機器、配管の内面に不着しております放射性物質を薬品を用いて除去（洗浄）ということで、そこに書いておりますような設備等につきまして、除去（洗浄）ということでございます。洗浄後の廃液につきましては、薬品やそれから放射性物質の除去を適切に行うということ。

それから安全貯蔵ということで、放射能レベルが比較的高い原子炉容器、蒸気発生器については、減衰を待って安全に貯蔵しますということでございます。



それから、次の核燃料物資の搬出につきましては、まず使用済燃料、これにつきましては、Ⅰの解体工事中の期間、それからⅡの原子炉周辺設備等の解体撤去期間中に1号機の施設外（共用施設内の使用済燃料プールや再処理事業者）へ搬出ということを考えております。

それから、これらの使用済燃料というのは、可能な限り早期の搬出に努めまして、平成55

年度の廃止措置の終了前までには再処理事業者へ搬出ということで考えてございます。それまでの間は使用済燃料プールで貯蔵すると。

それから、新燃料、これにつきましても1番目と2番目の期間中に燃料加工メーカーのほうに搬出しますということでございます。



それから、廃棄物の話でございます。汚染されたものの廃棄ということで、出る廃棄物につきましては、放射能レベルに応じて区分しまして、平成55年度の廃止措置終了前までの早い時期にそれぞれの区分及び性状に応じて廃棄業者に引き渡しますということで、その下に表で書いてございます。発電所で発生します廃棄物、これはいずれも低レベルの放射能レベルの低い放射性廃棄物でございます。この①、②、③というのがいわゆる放射性的の廃棄物に当たります。

上のほうから①でございますが、いわゆる放射能レベルの比較的高い廃棄物ということで、いわゆる炉心の中などで使われた機材、制御棒、それから原子炉内の構造物、こういったものの、量的には100トンぐらいで、0.05%、全体が20万トンぐらいあるうちの0.05%というのは非常に量的には少ないんですが、そういったもの。

それから②番目、放射能レベルが比較的低い廃棄物、液体廃棄物、それから使用済みの機器など。これにつきましても800トン、0.4%ぐらいでございますが、これは通常の運転中にも出るようなものでございます。こちらにつきましても適切にやってまいります。

それから③番目、これは放射能レベルの極めて低い廃棄物ということで、いわゆるコンクリート、それから金属といったような、これは2,000トン、1%ぐらい出ます。これらを全部合わせて1.5%ぐらいの量でございますが、これらにつきましても今後適切に区分いたしまして、廃棄業者のほうに最終的には引き渡すというふうに考えてございます。

それから、残りの98.5%でございますが、これは④、⑤というふうに書いてございますが、④でございますが、放射性物質濃度の測定をしまして、放射性物質として取り扱う必要のない廃棄物というものがございまして、これが2%ぐらい、4,000トンぐらいでございます。これらについては、そういう必要はございませんということ。

それから、⑤につきまして、これはもう全く汚染されていない管理区域内外の廃棄物ということで、これがほとんどでございますが、19万5,000トンということで、96.5%ということで、これ両方合わせますと98.5%というのは、放射性物質として取り扱う必要のないもの

でございます。こちらにつきましては、所定の手続、それから確認を経て施設から搬出いたしまして、可能な限り再利用するというような考え方でございます。



それから、次のページの10ページでございます。安全確保の対策ということで、解体工事を安全に実施できるようにということで、以下のような安全確保対策を実施しますということで、その詳細については、別途「保安規定」というのがございまして、これもやはり同じように原子力規制委員会のほうへ認可申請をいたしまして、認可をいただいてそれを実行するというように考えております。そこに書いてございますように、放射性物質の漏えい及び拡散防止ということでは、気体、液体などの廃棄物につきましては、敷地外へ漏えい、拡散しないように適切に処理いたします。それから、放出の管理、放射線のモニタリングというの、当然これも実施いたします。

それから従業者の被ばく低減ということで、これも汚染のレベルによって汚染の除去、それから水中で解体といったような手段を使って適切にやっておりますし、また、放射線の遮へい、それから遠隔操作、それから立入制限といったようなもの、それから防護具ですね、こういったものも適切に着用してまいります。

それから、3番目の事故の防止、これにつきましても維持管理している設備への影響がないようなことは当然考えてありますし、また、火災、爆発防止のための難燃性の資機材、それから可燃性ガスの管理といったものもございます。それからクレーン等も適切に使っていくと。

それから、適切な廃止措置用の装置の使用という、これも規格、基準に準拠いたしました廃止措置用の装置を使用するという。それから労働災害、高所作業、感電、それから粉じん、騒音防止と、こういったところも適切に対応してまいるという所存でございます。

最後になりましたけど、当社は引き続き皆様方の安全・安心が得られるようにコミュニケーションを大切にしながら、安全確保を最優先に廃止措置作業を着実に進めてまいる所存でございます。今後とも御理解と御協力のほどをよろしくお願いいたします。

私の説明は以上でございます。

#### ○司会（森佐賀県原子力安全対策課長）

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。挙手でお願いいたします。よろしゅうございますでしょうか。よろしいでしょうか。



それでは、これまで御説明した全体につきまして何か御質問、御意見等ございましたらお願いいたします。はい、お願いいたします。

#### ○坂口委員

県議会の坂口祐樹と申します。資料2の3ページです。

モニタリングポストとモニタリングポイントのこの地点についての地図が表示されています。私も3.11以前は、この地点を見たときには結構細かく調査、測定をしてもらっているなというふうに印象を受けていましたけれども、さっき唐津市議会の田中議長からお話があったように、今回の福島原発の事故の教訓を経て、これまでの調査だけでいいのかということに関連して、国の考え方もEPZからUPZ、対策エリアについて、10キロ圏から30キロ圏に広げられたように、このモニタリングポストの設置もこれまででいいのかなということを考えます。

例えば、これまでは多分事故がないということを前提に調査をされたかもしれませんが、これからは事故があるかもしれないということを前提に測定をすれば、一定このエリアも広げる必要があるのかもしれないし、エリアだけではなくて県下、東西南北のある程度のところで調査をしていく必要があるのかなという印象をもっています。御見解をお伺いいたします。

#### ○吉田原子力安全対策課技術監

原子力安全対策課からお答え申し上げます。

こちらの報告のほうにつきましては、玄海原子力発電所の平常時の監視ということで、協定に基づく監視ということで発電所周辺のを地図に記載させていただいております。御意見のとおり、3.11以降、モニタリングの考え方が変わったというのは認識してございまして、特に緊急時のものについては従来の10キロ圏を拡大して30キロ圏をUPZとするというようなことがございましたので、その分については原子力災害時の緊急時モニタリングという観点でモニタリングポストの増設でありますとか、あと県内全域に可搬型モニタリングポストの配置を市町のほうにお願いしているとかいうのを充実させていただいているところでございます。

ただ、こちらの発電所周辺の放射能調査につきましては、緊急時のものとは別に、平常の発電所の変化を近くのところで確認をするという観点で監視をしてございまして、その部分を抜き出した形で地図を記載させていただいております。確かにおっしゃるとおり、この地

図上には30キロ圏とか県内全域までの部分は記載されておりませんが、平常の監視というものと、平常の区域を超えて緊急時になった場合のモニタリングというものがあわせてございますので、その部分を検討させていただきたいと思っております。

○司会（森佐賀県原子力安全対策課長）

よろしいでしょうか。

では、ほかに御意見、御質問等はございますでしょうか。はい、どうぞ。

○坂井委員

唐津の坂井です。今、我々が考えなければいけないのは、40年前の1号機設置のときだと思います。あのときは、何も無い中に玄海町さんという立地地があって、そこに1号機が大きな、さまざまな、このレベルではない議論をしながら1号機が設置をされた原点に戻らないと僕はいけない時期だと思うんですね。さあ、3、4号の再稼働のいろんな課題がこれから出てくるかと思えます。その議論の中でも、やはり九電さんもおっしゃっておられるとおり、やっぱりコミュニケーションを図り丁寧な説明、これを繰り返して理解を得る活動をやっつけていかれるということ。そして、さまざまな課題が出てくるものを解決とまではいかないかもしれないけれども、丁寧な説明で理解を得る努力をしていくということが非常に今の時期大事だと思うんです。3号機にプルサーマルが導入したときの話ではないんですね。動いていないところをマックスに持っていくわけですから、大変な緊張感の中でこれからその課題を理解を得ながら、深めながらということでの議論になっていくのかなというふうに思っています。

今、坂口委員長がおっしゃったように、モニタリングポストの位置はこれでいいのか、とまっている期間だけでも気候条件と海洋状況は変わっているわけですね。ですから、今の海洋状況は川寄組合長がおっしゃったように、海洋状況が変わっているのであれば、それに対応する説明と漁業者の皆さん方に納得をいただく努力をやっぴりしていかなければならないし、特に、上場の農業の皆さん方は直近ですから、そういう農業の皆さん方にも丁寧な説明が僕は必要になるんだと思います。

ですから、そういうものを原点に帰って、40年前のあの時期に帰って、あのときの説明の繰り返し。そして、あのときの理解を深めるスタート時点からのことに今まで動いてきたからではなくて、今、動いていないものを再稼働という議論になるのであれば、やはりその努力を積み重ねていかないと、なかなか難しい時代なのではないかなと改めて思います。

それから、九電さんもその廃止措置の部分で今認可申請があっておりますが、これだつて解体工事準備期間におけます今審査をされているわけですけれども、先例の廃止の部分もありますが、それに基づいて、それをやっぱり参考にされながら、あるいはこの審査の中でまたいろんなものが加わってきたり変更になってきたりするかと思うんですね。ですから、そういう部分を九電さんにおかれては、この審査が通って許可ということになったときに、これまた九電さんも説明をしていただかなければならないという時代であろうというふうに思っているところでございます。

いずれにいたしましても、そういう原点に帰る時期だということを、ぜひこの場で申し上げて、皆さん方の認識の中に、頭の中に置いていただければなというふうに思っておりますので、意見として申させていただきます。

以上です。

#### ○司会（森佐賀県原子力安全対策課長）

原子力安全対策課でございます。御意見としてしっかり受けとめさせていただきます、今後は対応をさせていただきたいというふうに考えております。ありがとうございます。

ほかに、何かございますでしょうか。

ないようでしたら、最後になりますけれども、閉会に当たりまして、当協議会の副会長でございます岸本町長から一言お願いしたいと思います。

#### ○岸本副会長

皆さん大変お疲れさまでございました。

本当はもっとたくさん御意見を聞かせていただければ、玄海町としても非常に参考にできたのかなという気持ちも実はありますけれども、特に嬉しかったのは、やっぱりみらい学園の父兄さん、それから青翔高校の高校生のお二人がちゃんと参加をしていただいたこと。実は、今最後に説明のあった廃炉措置計画は、28年後になります、本当に廃炉が完了するのが。多分、私とかこの中、大分、半分といたら怒られるかもしれないですけど、もう生きていないんだと思います。それをしっかり認めてくれるのは、監視をしてくれるのはあなたたちの今後の大きな一つの役目ですから、ぜひそのことをしっかりと心に刻んで、原子力の勉強もぜひやっていただきたいなというふうに思っています。

幸いにこの3年ほど、この協議会を開いておりませんでしたこと、ぜひきょうはいろいろ御意見も聞かせていただきましたので、さらにそれを参考にして、玄海町としてはさら

なる安全監視を原子力発電所に関してはしていきたいと思っておりますので、逐次御意見のある方は、ぜひ九電にも、県にも、玄海町にも声をかけていただきますようお願いをしておきたいなと思います。

本当にきょうは午前中、この長い時間、時間をとりまして参加をいただいたこと、心から感謝を申し上げて閉会の御挨拶にさせていただきたいと思えます。どうも御苦労さまでした。

#### ○司会（森佐賀県原子力安全対策課長）

ありがとうございました。

それでは、最後に、会長の山口知事から御挨拶申し上げます。

#### ○山口会長

本日は、大変お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。

まさに今、副会長の岸本町長がお話しになられたとおりで、1号機の廃炉だけでも28年間かかるわけでありまして、まだ2号機、3号機、4号機もあります。そういった意味からすると、私はこの問題を考えたときに、私だけではなくて、子供、そして孫の代までこの玄海原発とおつき合いをするということになるわけでありまして、私最初に九電さんにお会いしたときに、3つお話をさせていただきました。みんなで信頼関係をつくるためにも、うそをつかずに情報を共有すること。2つ目は、風通しのよい環境をつくって、どんな人からも意見が素直に出てくる環境をつくっていく。上から押さえつけるのではなくて、さまざまナリスクがあったときにそれが当然のように会社の中で表に出ていくような環境。そして、幅広い、自然災害だけでなく、テロまで含めて全てのことにに対して対応できるような体制をつくること。

これを申し上げたのは、もちろん九電さんは直接の事業者ですから、強くお話をさせていただきましたけれども、これは九電さんだけに限らず、我々もちろん県もそうですけど、関係の皆さん方全体に関係することでもありますし、今きょうは山元さんが来られて、山元さんはよくわかっていらっしゃると思いますけれども、先ほど岸本町長が言われたとおり、人はどんどんかわっていく。当事者がかわるとまた考え方が変わってしまうかもしれん。そのときに大事なのはやっぱり風土、我々は玄海原発とどうやって向かい合っていくのかということをしかりとして、ずっとこれから受け継いでいくということが大事なので、これはもうしかり社風もそうだし、我々県の関係もそうです。

ということでありましたから、きょういろいろの御意見をいただきました。確かにそう

だなど思ったのは、今回はとまっているわけです。そのとまっていることに対する受けとめ、もう一回県でも検証しますけれども、漫然と今までと同じようなことをやっていないだろうか。本当に今回のことに対して真摯に対応して、さらに調べる場所だとか、科学技術の問題も大分進歩もしています。これから長い間、廃炉計画についてもやっている間で、多分いろんなまた技術の革新もあるかもしれない。そういった中で真摯に我々がそれに対して対峙していくということが求められているんだろうというふうに思いますので、私も、2年半ぶりということで、それがよかったのかどうかも含めて、しっかりと我々の中でも検証していきたいと思いますし、ちらっと私、若干田中さんの話で、意見言いたい人がもっとという話が気になったので、もしこういう場でしゃべるのが難しければ、いろんなところで出させていただいて、そういったことも踏まえてしっかり対応していくということが大事だと思います。私はそうやって愚直に真っすぐにやっていくことが信頼への第一歩だというふうに思いますので、そういったことで、これから我々も頑張っていきたいと思いますし、きょうは県議会、そして市議会、町議の皆さんもおられますから、そういった皆さん方の声もしっかりと受けとめながら、みんなでやっていきたいというふうに思います。

委員の皆様方につきましては、今後とも本協議会への御協力をお願いいたしまして、閉会の挨拶とさせていただきます。これからもよろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

#### ○司会（森佐賀県原子力安全対策課長）

以上をもちまして、第82回佐賀県原子力環境安全連絡協議会を終了いたします。

本日はどうもありがとうございました。